

令和6年（2024年）

第2回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4719

第1版 2024.5.28 調製

令和 6 年(2024年)第 2 回町田市議会定例会日程一覧表

※ 5 月 28 日 (火) 告示 議案配付 議会運営委員会
※ 5 月 30 日 (木) 正午 一般質問通告締切
※ 5 月 30 日 (木) 午後 2 時～午後 5 時 一般質問打ち合わせ
5 月 31 日 (金) 午前 10 時～午後 5 時

月	日	曜日	会 議 種 別	摘 要	備 考
6	4	火	本 会 議 議会運営委員会	報告第 5 号～報告第 9 号 提案理由説明 一 質疑 一 表決 第 5 5 号議案～第 6 5 号議案 提案理由説明	請願・陳情受付締切 午後 5 時
	5	水	議案説明会 全員協議会		
	6	木	議 案 調 査		
	7	金	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	質疑通告締切 午後零時 5 0 分
	8	⊕			
	9	⊕			
	10	月	本 会 議	一般質問	
	11	火	本 会 議	一般質問	
	12	水	議 事 整 理		
	13	木	本 会 議	一般質問	
	14	金	本 会 議	一般質問	
	15	⊕			
	16	⊕			
	17	月	本 会 議 議会運営委員会	第 5 6 号議案～第 6 5 号議案 質疑 一 付託 第 5 5 号議案 提案理由説明 一 質疑 一 表決 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	18	火	常任委員会	文教社会・建設	
	19	水	常任委員会	総務・健康福祉	
	20	木	常任委員会	常任委員会予備日	
	21	金	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時 5 0 分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	22	⊕			
	23	⊕			
	24	月	議 事 整 理		
	25	火	議 事 整 理		
	26	水	議 事 整 理		
	27	木	議 事 整 理		
	28	金	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 質疑 一 表決 議員提出議案 提案理由説明 一 質疑 一 表決 請願及び陳情の付託報告	

令和6年第2回定例会は、6月4日（火）に招集され、6月28日（金）までの25日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算1件、条例10件、その他が5件の予定です。

予算案は、令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（第1号）など、条例案は、町田市手数料条例の一部を改正する条例などが審議される予定です。

◆ 議案の内容 ◆

第55号議案 令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（第1号）

第56号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例

※建築基準法施行令及び宅地造成等規制法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第57号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例

※地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第58号議案 町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※介護保険法施行規則の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第59号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

※介護保険法施行規則の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第60号議案 町田市立保育園設置条例の一部を改正する条例

※町田市立保育園において、地域の保育ニーズの増減に応じ、柔軟かつ迅速に定員を調整できるようにするため、所要の改正をするものです。

第61号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第62号議案 町田市住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

※住居表示の実施に伴い、関係する条例3本を一括して整理するため、制定するものです。

第 6 3 号議案 町田市宅地開発事業に関する条例の一部を改正する 条例

※宅地造成等規制法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 6 4 号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例

※「町田都市計画金井関山地区地区計画」の都市計画変更に伴い、関連する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 6 5 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

※厚生労働省告示の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【報告承認案件】

報告第 5 号 令和 5 年度（2023 年度）町田市一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認を求めることについて

報告第 6 号 町田市市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

報告第 7 号 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

報告第 8 号 ごみ収集車両による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

報告第 9 号 道路維持作業における事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

令和6年度（2024年度）

6月補正予算

6月補正予算の概要

6月補正予算では、65歳以上の方等を対象に、新型コロナウイルス感染症の重症化防止を目的としたワクチン接種を年1回、秋から冬にかけて実施します。

また、保護者の就労等の有無にかかわらず、0歳児から2歳児の未就園児を定期的に預かるモデル事業を、1園から3園に拡大して実施します。

その他、国の「消防団の力向上モデル事業」を活用した、消防団資機材の充実や、東京都の事業を活用した自転車用ヘルメット購入助成などにより、みんなが安心できるまちづくりを推進します。

一般会計	9億4,455万5千円
特別会計	0千円
計	9億4,455万5千円

一般会計補正予算の主な内容

1 赤ちゃんに選ばれるまちになる

- 未就園児預かり推進事業 4,103万円

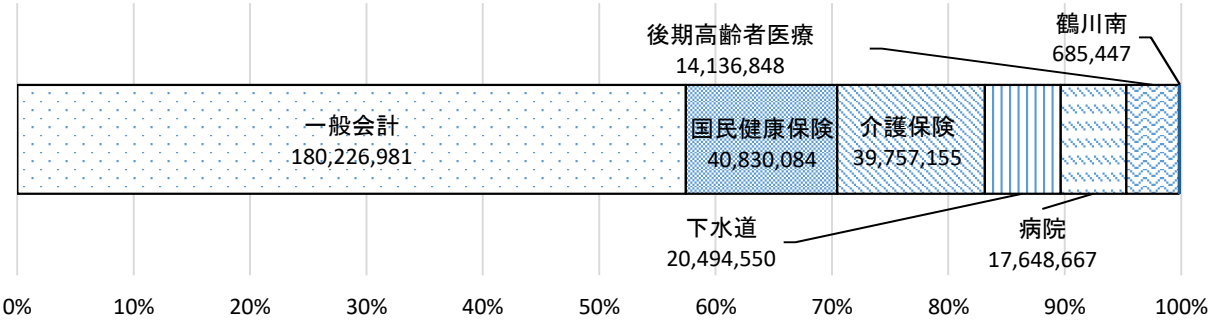
2 みんなが安心できる強いまちになる

- 高齢者新型コロナワクチン
定期予防接種事業 6億6,350万円
- 自転車用ヘルメット購入費
補助事業（第2弾） 729万円
- 消防団の力向上モデル事業 476万円

2024年度6月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前額		補正額	補正後額	
			構成比(%)			構成比(%)
一 般 会 計		179,282,426	57.3	944,555	180,226,981	57.5
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	40,830,084	13.1	0	40,830,084	13.0
	介 護 保 険 事 業 会 計	39,757,155	12.7	0	39,757,155	12.7
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	14,136,848	4.5	0	14,136,848	4.5
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	685,447	0.2	0	685,447	0.2
	下 水 道 事 業 会 計	20,494,550	6.5	0	20,494,550	6.5
	収 益 的	12,099,008	3.8	0	12,099,008	3.8
	資 本 的	8,395,542	2.7	0	8,395,542	2.7
	病 院 事 業 会 計	17,648,667	5.7	0	17,648,667	5.6
	収 益 的	15,812,233	5.1	0	15,812,233	5.0
	資 本 的	1,836,434	0.6	0	1,836,434	0.6
	小 計	133,552,751	42.7	0	133,552,751	42.5
合 計		312,835,177	100.0	944,555	313,779,732	100.0

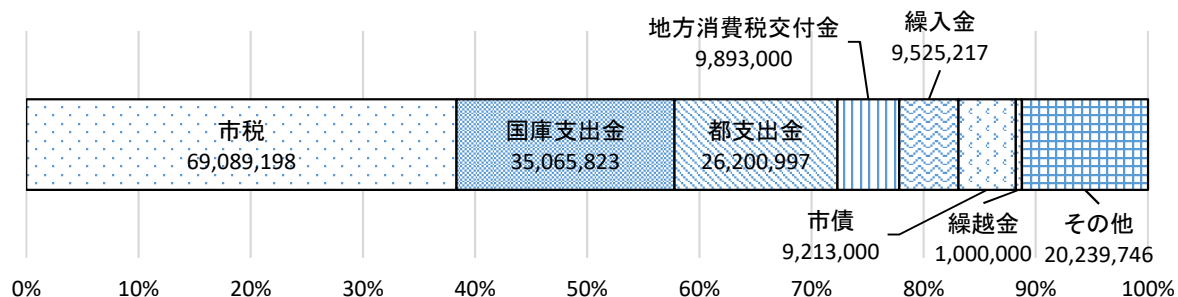


○ 一般会計の補正額は9億4,455万5千円で、補正後の全会計予算総額3,137億7,973万2千円に対する一般会計の構成比は57.5%です。

2024年度6月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前額		補正額	補正後額	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	69,089,198	38.5	—	69,089,198	38.3
2. 地 方 譲 与 税	741,000	0.4	—	741,000	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	122,000	0.1	—	122,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	722,000	0.4	—	722,000	0.4
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	672,000	0.4	—	672,000	0.4
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,386,000	0.9	—	1,386,000	0.8
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	9,893,000	5.5	—	9,893,000	5.5
8. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	230,000	0.1	—	230,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	2,402,274	1.3	—	2,402,274	1.3
11. 地 方 交 付 税	3,385,000	1.9	—	3,385,000	1.9
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	47,000	0.0	—	47,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	530,696	0.3	—	530,696	0.3
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,609,911	2.0	—	3,609,911	2.0
15. 国 庫 支 出 金	35,040,988	19.5	24,835	35,065,823	19.5
16. 都 支 出 金	26,042,422	14.5	158,575	26,200,997	14.5
17. 財 産 収 入	1,470,188	0.8	—	1,470,188	0.8
18. 寄 附 金	228,426	0.1	—	228,426	0.1
19. 繰 入 金	9,219,864	5.2	305,353	9,525,217	5.3
20. 繰 越 金	1,000,000	0.6	—	1,000,000	0.6
21. 諸 収 入	4,191,459	2.3	461,792	4,653,251	2.6
22. 市 債	9,219,000	5.2	△ 6,000	9,213,000	5.1
歳 入 合 計	179,282,426	100.0	944,555	180,226,981	100.0

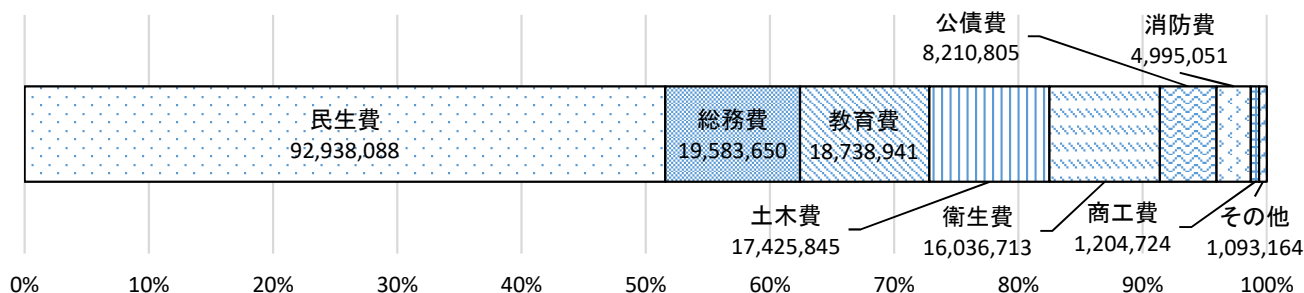


6月補正予算の主なもの

- 款15.国庫支出金 こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業費補助金(0.2億円)
- 款16.都支出金 学習指導サポーター配置支援事業費補助金(0.8億円)
こども家庭センター体制強化事業費補助金(0.4億円)
多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金(0.2億円)
保育士等キャリアアップ補助金(0.1億円)
- 款19.繰入金 財政調整基金繰入金(3.1億円)
- 款21.諸収入 新型コロナワクチン接種費助成金(4.6億円)
- 款22.市債 学校施設整備事業債(△6百万円)

2024年度6月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表 (千円)

款	補正前額	構成比 (%)	補正額	補正後額	構成比 (%)	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	651,715	0.4	—	651,715	0.3	—	—	—	—
2. 総務費	19,505,002	10.9	78,648	19,583,650	10.9	108,193	—	410	△ 29,955
3. 民生費	92,880,475	51.8	57,613	92,938,088	51.6	64,494	—	—	△ 6,881
4. 衛生費	15,260,300	8.5	776,413	16,036,713	8.9	9,524	—	456,624	310,265
5. 労働費	45,156	0.0	—	45,156	0.0	—	—	—	—
6. 農林費	296,287	0.1	—	296,287	0.1	—	—	—	—
7. 商工費	1,185,775	0.7	18,949	1,204,724	0.7	—	—	—	18,949
8. 土木費	17,425,845	9.7	—	17,425,845	9.7	—	—	—	—
9. 消防費	4,974,463	2.8	20,588	4,995,051	2.8	1,199	—	4,758	14,631
10. 教育費	18,746,597	10.4	△ 7,656	18,738,941	10.4	—	△ 6,000	—	△ 1,656
11. 災害復旧費	6	0.0	—	6	0.0	—	—	—	—
12. 公債費	8,210,805	4.6	—	8,210,805	4.5	—	—	—	—
13. 予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1	—	—	—	—
歳出合計	179,282,426	100.0	944,555	180,226,981	100.0	183,410	△ 6,000	461,792	305,353

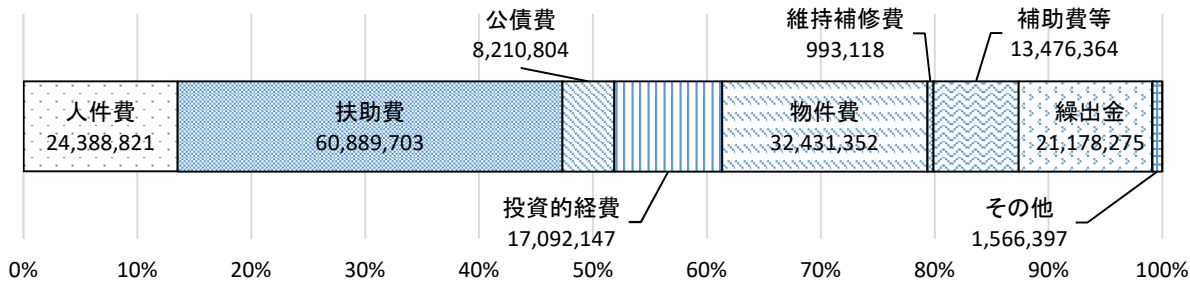


6月補正予算の主なもの

- 款 2.総務費 会計年度任用職員人件費(0.7億円)
- 款 3.民生費 多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金(0.4億円)、
保育士等キャリアアップ補助金(0.2億円)
- 款 4.衛生費 高齢者予防接種事業費(6.6億円)、循環型施設整備工事費(1.0億円)、
廃棄物処理施設運営費(0.1億円)
- 款 7.商工費 町田ターミナルプラザ工事費(0.2億円)
- 款 9.消防費 消防施設費(0.2億円)
- 款10.教育費 中学校配膳室改修工事費(△0.1億円)
- 債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)
追加 : 中学校配膳室改修事業(2024～2025年度/8百万円/0.1億円)

2024年度6月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表 (千円)

区 分		補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	構成比(%)
義務的経費	人件費	24,316,425	13.5	72,396	24,388,821	13.5
	職員給与費	23,425,821	13.1	72,396	23,498,217	13.0
	特別職給与費等	890,604	0.4	—	890,604	0.5
	扶助費	60,889,703	34.0	—	60,889,703	33.8
	公債費	8,210,804	4.6	—	8,210,804	4.6
	計	93,416,932	52.1	72,396	93,489,328	51.9
投資的経費		16,962,801	9.5	129,346	17,092,147	9.5
その他経費	物件費	31,753,088	17.7	678,264	32,431,352	18.0
	維持補修費	993,118	0.5	—	993,118	0.5
	補助費等	13,411,815	7.5	64,549	13,476,364	7.5
	繰出金	21,178,275	11.8	—	21,178,275	11.7
	出資金・貸付金	1	0.0	—	1	0.0
	積立金	1,466,396	0.8	—	1,466,396	0.8
	予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	68,902,693	38.4	742,813	69,645,506	38.6
歳出合計		179,282,426	100.0	944,555	180,226,981	100.0



投資的経費 内訳

総務費	1,173,695	農林費	0	消防費	187,534
民生費	595,309	商工費	91,349	教育費	4,737,431
衛生費	1,926,736	土木費	8,380,087	災害復旧費	6

6月補正予算の主なもの

- 人件費 会計年度任用職員人件費(0.7億円)
- 投資的経費 循環型施設整備工事費(1.0億円)、町田ターミナルプラザ工事費(0.2億円)、消防施設費(0.2億円)、中学校配膳室改修工事費(△0.1億円)
- 物件費 高齢者予防接種事業費(6.6億円)、廃棄物処理施設運営費(0.1億円)
- 補助費等 多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金(0.4億円)、保育士等キャリアアップ補助金(0.2億円)

件 名		未就園児預かり推進事業														
予算額（単位:千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源										
41,032		21,936	19,096	0	0	0										
【事業の背景・目的】 市では、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用し、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図ることを目的に、幼稚園・認定こども園での未就園児預かり推進事業の実施に向けた準備を進めています。 2024 年 4 月に、東京都が運営費の補助基準額を預かり日数に応じて設定する等、補助内容を拡充したことから、市においてもこれを適用します。 また、保護者のニーズをより広く把握するため、モデル園数を 1 園から 3 園に拡大するとともに、2026 年度の「こども誰でも通園制度(仮称)」の本格実施を見据え、国の試行的事業を活用して事業を実施します。 【事業の内容】 保護者の就労等の有無にかかわらず、0 歳児から 2 歳児の未就園児を定期的に預かるモデル事業を実施する認定こども園 3 園に対して、運営費等の経費を補助します。																
実施予定園	子どもの森幼稚園・カナリヤこども園・高ヶ坂幼稚園															
受入れ開始時期	2024 年 7 月から(各園の開設準備が完了次第開始)															
預かり対象児童	0 歳から 2 歳まで(3 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで)の未就園児 ※0 歳児の月齢は各園で設定															
同一児童による利用期間	2 ヶ月間															
同一児童による利用回数	1 週間あたり、最大 2 回															
1 回あたりの利用時間	各園で設定(2 時間以上)															
1 日あたりの利用定員	各園で設定 (0 歳児 3 人以上、1 歳児 6 人以上、2 歳児 6 人以上)															
利用者負担額	各園で設定(1 時間あたり 300 円程度) ※給食を提供する場合は別途負担あり															
【事業費】 <table><tr><td>多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金</td><td>41,032 千円</td></tr><tr><td>(内訳) 運営費等</td><td>33,032 千円</td></tr><tr><td>開設準備経費</td><td>8,000 千円</td></tr></table> 【特定財源】 <table><tr><td>こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業費補助金(国)</td><td>21,936 千円</td></tr><tr><td>多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金(都)</td><td>19,096 千円</td></tr></table>							多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金	41,032 千円	(内訳) 運営費等	33,032 千円	開設準備経費	8,000 千円	こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業費補助金(国)	21,936 千円	多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金(都)	19,096 千円
多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金	41,032 千円															
(内訳) 運営費等	33,032 千円															
開設準備経費	8,000 千円															
こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業費補助金(国)	21,936 千円															
多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金(都)	19,096 千円															
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 三浦 子育て推進課長 香月			電話	724-2138 724-4467											



件 名		高齢者新型コロナワクチン定期予防接種事業				
予算額（単位:千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
663,498		0	0	0	456,624	206,874
【事業の背景・目的】						
国は、2023 年 11 月 22 日に、新型コロナワクチンの特例臨時接種を 2023 年度末で終了するとともに、2024 年度以降は定期予防接種に位置づけ、65 歳以上の方等に対して年 1 回接種を行う方針を示しました。						
市では、国の方針に基づき、重症化予防を目的に、新型コロナワクチン定期予防接種を実施します。						
【事業の内容】						
新型コロナワクチン接種は、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に、予防接種法上の定期予防接種（B 類疾病・自己負担あり）として、65 歳以上の方等を対象に、下表のとおり実施します。						
＜新型コロナワクチン定期予防接種の概要＞						
接種時期	年 1 回、秋から冬					
接種対象	65 歳以上の方 約 12 万人（※1）					
想定接種者数	約 5 万 4 千人					
接種場所	病院、診療所（※2）					
使用ワクチン	未定（国において検討中）					
自己負担額	3,500 円（※3）					
周知方法	市ホームページ、広報まちだ等					
※1 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやを有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する方も対象となります。						
※2 高齢者インフルエンザ予防接種と同様に、南多摩 5 市（町田市・八王子市・日野市・多摩市・稲城市）間の相互乗り入れ実施に向けて協議を進めます。						
※3 2024 年 3 月に国が示した接種費用見込み 15,300 円（ワクチン代 11,560 円、手技料 3,740 円）に基づき、国から自治体への助成金 8,300 円を除いた 7,000 円の半額（3,500 円）を自己負担とします。生活保護受給者、中国残留邦人等の支援受給者については、自己負担はありません。						
【事業費】						
新型コロナワクチン予防接種委託料				656,678 千円		
事業・業務委託料（予防接種台帳）				4,851 千円		
印刷製本費（予診票等）				1,033 千円		
予防接種助成費（町田市施設入所高齢者予防接種助成金）				936 千円		
【特定財源】						
新型コロナワクチン接種費助成金				456,624 千円		
問合せ先		保健所 保健予防課長 福島		電話	725-5422	

件 名		自転車用ヘルメット購入費補助事業（第2弾）				
予算額（単位:千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
7,285		0	3,000	0	0	4,285
【事業の背景・目的】 2023年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となったことを受け、市では、2023年度に自転車用ヘルメット購入に対して約3,000件の補助を行いましたが高校生の申請が少ない結果となりました。 また、東京都教育委員会は、2024年2月に、全ての都立高校において自転車通学時の「自転車用ヘルメットの着用」を求める方針を示しました。さらに、同月、東京都はヘルメット購入助成に係る区市町村への補助制度を2023年度に引き続き実施することを公表しました。 これらの状況を受け、市では都補助金を活用して、自転車の交通事故による被害を軽減することを目的に市内在住・在学の高校生に重点を置いた自転車用ヘルメットの購入費補助事業を実施します。						
【事業の内容】 自転車用ヘルメット購入に係る費用のうち、2,000円までを補助します。						
対象者	①高校生枠 申請日現在、市内在住または在学の高校生（2006年4月2日から2009年4月1日生まれ） ②一般枠 ①以外で、申請日現在、市内在住の方 ①、②ともに、未成年の場合は保護者が申請					
補助件数	①高校生枠 1,000件（先着順、1,000件に達した後は②枠で受付） ②一般枠 2,000件（先着順）					
補助金額	2,000円（購入金額が2,000円未満の場合は、購入金額を上限とする）					
対象経費	2024年1月1日から12月31日までに、対象者自身が着用するために購入した新品の自転車用ヘルメット※購入費用 ※安全基準認証（SGマーク、JCFマークなど）を受けているものが対象					
補助要件	・市ホームページに掲載している交通安全動画を視聴すること ・2023年度の町田市の自転車用ヘルメット補助金、2023年度または2024年度に他自治体で実施された同様の補助金を受けていないこと（予定含む） ・補助は対象者1人につき1回のみ					
申請方法	オンライン申請（LINE）または郵送					
申請期間	2024年7月1日から2025年1月31日まで （オンライン申請は1月31日23時59分受付分まで、郵送は1月31日消印分まで）					
交付時期	9月以降順次					
【事業費】			【特定財源】			
自転車用ヘルメット購入費補助金	6,000千円		自転車安全利用促進事業費			
郵送料（通知関係）	252千円		補助金（都1/2）		3,000千円	
会計年度任用職員報酬等	1,033千円					
問合せ先	防災安全部 市民生活安全課長 小宮			電話	724-4003	

件 名		消防団の力向上モデル事業						
予算額（単位:千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源		
4,758		0	0	0	4,758	0		
【事業の背景・目的】								
国では、社会環境の変化に対応した消防団運営の普及・促進を目的として行う取り組みに対して、全国の地方公共団体から提案を募集し、採択した事業を国の委託事業として行う「消防団の力向上モデル事業」を実施しています。								
一方、町田市の消防団活動においては、狭あい道路や住宅密集地、団地が多くあるという地域特性から、消火活動に際して、現状の資機材では消火活動に多くの人手を要するなどの課題があります。								
このため、市では、国のモデル事業を活用して、ガンタイプノズルや小型の LED 投光器などの先進的かつ町田市の地域特性にも合致した資機材を導入し、消防団の力を向上させます。								
【事業の内容】								
先進的かつ地域特性にあう資機材を配備し、取り扱い訓練を行うことで消防団の力を向上させます。								
＜導入資機材＞								
資機材		導入数	備考					
ガンタイプノズル		72 本	ポンプ車(36 台)に 2 本ずつ配備 軽量・小型化されたノズルで、一人での操作が可能					
LED ミニバルーンライト		5 基	全 5 分団に各 1 基ずつ配備 各分団に1台ずつ配備している照明車に積載予定					
LED 投光器		5 基						
コードリール		5 基						
＜取り扱い訓練＞								
町田消防署で東京消防庁監修のもと、大規模火災や長時間の火災対応、夜間の火災などを想定した座学と実践型の資機材取扱訓練を実施します。								
訓練名		実施時期	参加見込者数					
初級者向け研修		9～10 月	36～70 名程度					
指揮幹部向け研修		10～11 月	36～50 名程度					
資機材取扱研修		10～11 月	全団員対象、最大数百名程度					
【スケジュール】								
2024年						2025年		
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
導入資機材の配備		導入資機材の取扱訓練			導入資機材の活用（火災多発期）			
【事業費】							【特定財源】	
備品購入費		4,758 千円		消防団の力向上モデル事業受託収入		4,758 千円		
問合せ先		防災安全部 防災課長 宮坂				電話	724-3218	

議案概要

議案名	第 5 6 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
建築基準法施行令及び宅地造成等規制法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
① 建築基準法施行令関係			
敷地の接道義務や道路内建築制限に係る規定に適合しない「既存不適格建築物」について、外壁や屋根の大規模の修繕又は模様替を行う場合の認定に係る手数料を新設します。			
接道義務の緩和に係る認定申請手数料		28,000 円	
道路内建築制限の緩和に係る認定申請手数料		28,000 円	
② 宅地造成等規制法関係			
宅地造成等規制法の改正による規制の強化に対応するため、開発行為並びに宅地造成及び特定盛土等の工事の許可に係る手数料を改め、土石の堆積の工事の許可に係る手数料を新設します。			
開発行為の許可に係る手数料		改正後	改正前
(例) 分譲型一戸建て住宅に係る開発面積が 0.1ha 未満の開発行為許可申請手数料		141,000 円	131,000 円
※他 26 件の改正			
宅地造成及び特定盛土等の工事の許可に係る手数料		改正後	改正前
(例) 造成面積が 500 m ² を超え 1,000 m ² 以内の宅地造成に係る許可申請手数料		34,000 円	31,000 円
※他 12 件の改正			
土石の堆積の工事の許可に係る手数料		新設	
(例) 面積が 500 m ² を超え 1,000 m ² 以内の土石の堆積に係る許可申請手数料		28,000 円	
※他 12 件の新設			
○ ①の改正は 2024 年 7 月 1 日から、②の改正は同年 7 月 31 日から施行します。			
【関係法令】			
○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）			
○ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）			
○ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）			
○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 6 年東京都条例第 36 号）			
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 位田	電話	724-4273

議案概要

議案名	第 5 7 号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 個人住民税の納税義務者が公益信託をした場合に、税額控除を受けられる範囲を拡大します。 ○ 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日に施行します。			
【主な関係法令】 ○ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） ○ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）			
【補足説明】 ○ 公益信託とは、個人や法人が、学術・技芸・慈善等の公益目的のために信託銀行等に金銭等の財産を預け、信託銀行等が委託者の意思を反映した公益活動を行う制度です。具体的な事例として、奨学金支給、自然科学分野での研究費助成、社会福祉、自然環境の保全などへの助成があります。 ○ しかし、現行の公益信託制度は十分に活用されておらず、現在国では、より使いやすい制度とすることで、民間の公益活動を促進するよう見直しを進めています。 ○ 見直しの一環として地方税法が改正され、個人住民税について、これまでは国の認定を受けた特定の公益信託に対する金銭の支出のみが税額控除の対象であったものが、対象となる公益信託の範囲が広がり、金銭以外の財産（不動産や有価証券など）も控除が可能となるなど、税制の優遇を受けやすくなりました。 本改正は、この見直しに対応するものです。			
問合せ先	財務部 市民税課長 清水	電話	724-3067

議案概要

議案名	第 5 8 号議案 町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 介護保険法施行規則の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 地域包括支援センター運営協議会が認める場合に、地域包括支援センターに配置する常勤の職員の配置基準を、次のとおり取り扱うことができるようにします。 ① 職員数の算定において、勤務時間に応じて非常勤職員を常勤職員に換算できること。 ② 複数の地域包括支援センターの担当区域を 1 つの区域として、常勤の職員を複数の地域包括支援センターに配置できること。 ○ 2024 年 7 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）			
問合せ先	いきいき生活部高齢者支援課長 早出	電話	785-5199

議案概要

議案名	第 5 9 号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 介護保険法施行規則の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 介護保険法施行規則の改正に伴い、同規則から引用する規定を改めます。 「第 140 条の 66 第 1 号ロ (2)」→「第 140 条の 66 第 1 号イ」 ○ 公布の日から施行します。 【関係法令】 ○ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）			
問合せ先	いきいき生活部 介護保険課長 江藤	電話	724-4364

議案概要

議案名	第 6 0 号議案 町田市立保育園設置条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 町田市立保育園において、地域の保育ニーズの増減に応じ、柔軟かつ迅速に定員を調整できるようにするため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 町田市立保育園の定員に係る規定を削り、規則で別途定めることとします。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 香月	電話	724-4467

議案概要

議案名	第 6 1 号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例											
【議案提出の目的】 国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。												
【議案の内容】 ○ 家庭的保育事業者等※ ¹ の事業所の職員配置基準を次のとおり変更します。												
<table><tr><th>年齢区分</th><th>改正前</th></tr><tr><td>3 歳児</td><td>児童 20 人につき職員 1 人</td></tr><tr><td>4・5 歳児</td><td>児童 30 人につき職員 1 人</td></tr></table>		年齢区分	改正前	3 歳児	児童 20 人につき職員 1 人	4・5 歳児	児童 30 人につき職員 1 人		<table><tr><th>改正後</th></tr><tr><td>児童 15 人につき職員 1 人</td></tr><tr><td>児童 25 人につき職員 1 人</td></tr></table>	改正後	児童 15 人につき職員 1 人	児童 25 人につき職員 1 人
年齢区分	改正前											
3 歳児	児童 20 人につき職員 1 人											
4・5 歳児	児童 30 人につき職員 1 人											
改正後												
児童 15 人につき職員 1 人												
児童 25 人につき職員 1 人												
※ ¹ 「家庭的保育事業者等」とは、原則 0 歳児から 2 歳児までの保育を行う家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を実施する者をいいます。												
○ 公布の日から施行します。												
【関係法令】 ○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）												
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 香月	電話	724-4467									

議案概要

議案名	第 6 2 号議案 町田市住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例		
【議案提出の目的】 住居表示の実施に伴い、関係する条例 3 本を一括して整理するため、制定するものです。			
【議案の内容】 ○ 2024 年 7 月 15 日に南大谷及び東玉川学園三・四丁目地区において住居表示を実施することに伴い、町田市立学校設置条例ほか 2 本の条例に規定している同地区に存する市の施設の所在地の表示を改めます。			
＜町田市立学校設置条例＞			
施設の名称	改正前	改正後	
町田第六小学校	南大谷 1260 番地	南大谷七丁目 3 番 1 号	
南大谷小学校	南大谷 811 番地 1	南大谷六丁目 16 番 1 号	
町田第二中学校	南大谷 1327 番地	南大谷一丁目 9 番 1 号	
南大谷中学校	南大谷 985 番地 1	南大谷六丁目 17 番 1 号	
＜町田市学童保育クラブ設置条例＞			
施設の名称	改正前	改正後	
高ヶ坂学童保育クラブ	南大谷 1260 番地	南大谷七丁目 3 番 2 号	
南大谷学童保育クラブ	南大谷 811 番地 1	南大谷六丁目 16 番 2 号	
＜町田市子どもセンター条例＞			
施設の名称	改正前	改正後	
南大谷子どもクラブ	南大谷 264 番地	南大谷二丁目 29 番 4 号	
○ 2024 年 7 月 15 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項			
問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 青木	電話	724-4254

議案概要

議案名	第 6 3 号議案 町田市宅地開発事業に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 宅地造成等規制法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 宅地造成等規制法の改正に伴い、同法から引用する法の名称及び条項番号を改めます。 「宅地造成等規制法」→「宅地造成及び特定盛土等規制法」 「第 8 条第 1 項」→「第 12 条第 1 項」 ○ 2024 年 7 月 31 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号） ○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 6 年東京都条例第 36 号）			
問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 青木	電話	724-4256

議案概要

議案名	第 6 4 号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 「町田都市計画金井関山地区地区計画」の都市計画変更に伴い、関連する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 「町田都市計画金井関山地区地区計画」について、2024 年 4 月 26 日町田市告示第 60 号で都市計画変更 [*] をしました。これに伴い、条例で引用する告示番号を改めます。			
※ 地区計画の対象となる区域を、下図のとおり変更しました。			
○ 公布の日から施行します。			
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 位田	電話	724-4413

議案概要

議案名	第 6 5 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
厚生労働省告示の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 患者の希望により長期収載品※1を処方した場合に、長期収載品から、最も高額な後発医薬品の価格を除いた価格の 4 分の 1 相当額を「長期収載品選定療養費」として徴収します。			
※1 ここでいう長期収載品とは、先発医薬品のうち、後発医薬品が公表されてから 5 年経過した等の一定の要件を備え、最も高額な後発医薬品を超えた価格のものをいいます。			
長期収載品から 後発医薬品の価格を 除いた額① 長期収載品選定療養費 (①の4分の1相当額) 最も高額な後発医薬品の価格 長期収載品の価格			
○ 2024 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】			
○ 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 122 号）			
問合せ先	市民病院事務部 医事課長 吉本	電話	722-2230



この冊子は、250部作成し、1部あたりの単価は121円です（職員人件費を含みます）。